

令和5年度第10回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和5年12月11日（月）午後3時30分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可取消申請処理について

議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用計画変更承認申請処理について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第5号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中25名）内農業委員出席15名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	加瀬 明	3	平津 清
4	加瀬 芳枝	5	藤ヶ崎 勘兵衛	6	信太 庄一郎
7	高橋 律子	8	宮内 弘	9	加瀬 佳二
10	山口 雅明	11	唐津 茂雄	12	山口 昭彦
13	木内 和夫	14	高木 伸行	15	島崎 隆
16	岩瀬 定雄	17	嶋田 正明	18	野口 英夫
19	向後 繁範	20	多田 秀一	21	関根 弘幸
22	鈴木 正明	23	石毛 清	24	宮内 春雄
25	早船 徳治	26	欠 席		

5 欠席者 議席番号26番 宮内 一郎委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
主任主事	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

午後3時30分開会

議 長 それではただいまより、令和5年度第10回銚子市農業委員会総会を開

会いたします。本日の欠席者は、議席番号26番宮内 一郎委員1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号12番 山口 昭彦委員

議席番号13番 木内 和夫委員 このお二人に議事録署名

人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は森戸町444番1、登記簿地目田、現況田、地積548㎡外1筆合計地積779㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、エルカナ森戸ホール入口の信号を左折し、150m進み踏切手前を右折し70m進んだ右側です。現在はミカンの木などが植えてありました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、農業をやっていないため。譲受人は、経営規模拡大のため、自宅から近く耕作に効率的な申請地を取得します。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思い

ます。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の2

〇〇委員

それでは、順位2番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇県〇〇市〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小浜町3014番、登記簿地目畑、現況畑、地積1,073㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道126号線を旭方面に向かい小浜町カマタ商店のところの信号を左折し、2Kmほど進み左に入り、直進300mしたら左折し100m先のところですが、現在はキャベツの作付けがされておりました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、相続した農地の有効活用及び維持ができないためです。譲受人は、経営規模拡大のため、自宅付近の耕作可能な申請地を取得したいとのことですが、また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。
順位3番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の3

〇〇委員 それでは、順位3番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小長町795番5、登記簿地目畑、現況畑、地積1,828㎡外1筆合計地積3,755㎡です。申請地は、農振農用地域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、県道銚子海上線を旭方面に向かい、小長町青年館から450m直進しY字路を右に入り180m進んだ右側です。現在はダイコンが作付けされていきました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢のため、耕作することができないためです。譲受人は、耕作面積を拡大することを考えていたためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。
順位4番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の4

〇〇委員 それでは、順位4番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は親田町518番4、登記簿地目山林、現況畑、地積4,191㎡外2筆合計地積9,765㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道126号線を旭方面に向かい、親田野菜集出荷場を左折し500m直進した左側と、さらに100m進んだら右折した左側です。現在はハウスの中でトマトが栽培されていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、主として農業経営をしている譲受人へ譲り渡します。譲受人は、譲渡人の希望により、農業経営を主として経営しているため譲ってもらいます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。
たゞいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。
順位5番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の5

〇〇委員 それでは、順位5番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小浜町1211番、登記簿地目畑、現況畑、地積413㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道126号線を旭方面に向かい小浜町カマタ商店のところの信号を左折し、1kmほ

ど進み左に入り、直進300mしたら右折し400m先の右側で、風車の手前のところ。現在はキャベツの作付けがされていました。現在はキャベツが作付けされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢になってきたので、農業経営が大変になったため譲り渡します。農業経営の縮小です。譲受人は、隣接地を所有しており、農業経営がしやすくなるためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位6番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の6

〇〇委員

それでは、順位6番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は愛宕町3377番1、登記簿地目畑、現況畑、地積205㎡外1筆合計地積942㎡です。申請地は、農業振興地域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、清水坂上の信号を右折し、踏切を渡り300m直進し、右折し100m進み、右折し150m進んだところ。現在はキャベツの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、農業をやっていないため、譲受人は、経営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に効率的な申請地を取得するとのこと。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件につ

いては、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位7番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の7

〇〇委員

それでは、順位7番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は野尻町409番、登記簿地目田、現況田、地積522㎡外4筆合計地積2,275㎡です。申請地は、一部農振農用地域内にあり一部農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、県道銚子旭線を旧銚子西高校から野尻方面に向かいY字路を右に入り130m進んだ右側外です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、耕作が難しいため売却します。譲受人は、自宅に近く、経営規模拡大のため買い受けます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。
議案第2号を議題といたします。事務局に朗読をお願いします。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。
順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の許可取消願の申請です。本件の譲受人は、東京都〇〇区〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小畑新町8436番、登記簿地目畑、現況畑、地積165㎡外5筆合計地積1,174㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。なお、本件は、令和4年2月28日付け千葉県海農指令第195号の11-2により、農地法第5条の規定により許可を受けたものであります。申請地の場所は、銚子電鉄海鹿島駅から小畑方面に150m進み、右折し150m進み右折した30m先の左側です。現在は、耕作はされていませんでした。

許可取消を受ける理由としては、使用予定であった経済産業省の設備IDが使用不可のためです。申請の内容は以上のとおりで、許可取消するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。
議案第3号と議案第4号については関連がありますので一括議題とい

たします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

議案第3号順位1番及び順位2番並びに議案第4号順位1番及び順位2番については関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第3号の1・2 議案第4号の1・2

〇〇委員

それでは、議案第3号順位1番及び順位2番並びに議案第4号順位1番及び順位2番については関連がありますので一括してご説明申し上げます。まず、議案第3号順位1番及び順位2番についてご説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請です。当初の計画者は、〇〇町〇〇〇〇持分1/2外1名です。申請の地番地積は、常世田町1183番2、登記簿地目畑、現況畑、地積156㎡外1筆合計地積498㎡です。当初の計画は、父母と娘夫婦が住む専用住宅を建て同居する計画でしたが、娘夫婦に代わって別の子供夫婦と同居する計画に変更します。承継計画につきましては、議案第4号順位1番及び順位2番と同一ですから、そちらで説明いたします。

次に議案第4号順位1番及び順位2番については関連がありますので一括してご説明申し上げます。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇持分1/2外1名です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外1名です。申請の地番、地積は、常世田町1183番2、登記簿地目畑、現況畑、地積156㎡外1筆合計地積498㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道126号を旭方面に進み、親田町桑田商店のところの信号を右折し1.5km進み右折し、50m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、家が建設されていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されなく、農地の広がりから第1種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅1棟1階112.62㎡・2階73.70㎡です。工期としてはすでに建設済みです。事業に係る資金としては、銀行の融資証明書が添付されております。汚水・雑排水については、浄化

槽処理後側溝へ放流します。雨水は、浸透処理後オーバーフロー分は側溝へ放流します。隣接農地の耕作者は、譲渡人所有ですので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。なお始末書が添付されていますので読み上げます。始末書 私共は今般、下記農地を転用するべく申請いたしましたが、当該地にはすでに専用住宅を建てて生活を始めております。当初両親と娘夫婦で暮らす計画で転用許可を得ておりましたが、実際には別の子供夫婦と共有の建物を建て住んでおります。これらは、農地法に違反した行為であり真に申し訳ございません。今後このような行為は致しません。何卒寛大なご処置をいただきたく、ここに始末書を差し入れます。銚子市常世田町1183番2 畑 156㎡ 1187番2 畑 342㎡ なお、本申請地については、第1種農地ではありますが、日常生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、例外的に許可するを相当と思っておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

議案第4号順位3番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第4号の3

〇〇委員

それでは、順位3番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市〇〇有限会社〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇県〇〇市〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、富川町819番1、登記簿地目畑、現況畑、地積952㎡です。申請の用途は、埋却予定地です。申請地の場所は、国道356号線の旧道を東庄方面に進み、富川町JR成田線の踏切を渡り、消防庫のところを左折しそのまま道なりに1kmほど進

み、Y字路を左に進み130m先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されなく、農地の広がりから第1種農地と判断します。転用計画につきましては、埋却予定地で、工期としては許可後から令和6年2月29日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。本申請地については、第1種農地ではありますが、農業用施設と認められるため、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員

埋却予定地とは何ですか。

事務局

家畜伝染病予防法では、家畜の伝染病発生に際して死体の埋却地を、事前に確保するよう求めているため、そのための用地です。

〇〇委員

隣接に豚舎はあるのか。また、転用面積が952㎡であるが、どれ位の量が埋設できるのか。

事務局

200m位のところに豚舎があります。他に豚舎があるのかについては、申請代理人に聞いているところですが、まだ回答は来ていません。

〇〇委員

国のほうで埋設地を確保するよう推奨しているのか。

事務局

推奨ではなく、確保しなければならないということです。現在ない場合は、徐々に確保するようとのこと。新たに開設する場合は、埋却予定地がない場合は認められません。

〇〇委員

今回埋却のためにだけ購入するのか。他の予定はないのか。

事務局

今回の申請は、埋却予定地としての5条申請ですので、他の用途に使った場合は許可取消もあり得ます。

〇〇委員

採決せずに、保留としてしてはどうか。

事務局

処理期間が決まっていますので、保留することはできません。

議長

ここで暫時休憩といたします。

(暫時休憩 16:20から16:23)

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ほかにご意見、ご質疑等はありませんか。
(なし)

議長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
(挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。
順位4番と順位5番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第4号の4・5

〇〇委員 それでは、順位4番と順位5番は関連がありますので一括してご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による一時転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、東京都〇〇区株式会社〇〇代表取締役社長〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外1名です。申請の地番、地積は、四日市場町507番、登記簿地目田、現況田、地積707㎡の内140.80㎡外1筆合計地積1,034㎡の内185.80㎡です。申請の用途は、携帯電話基地局設備改修工事に伴う通路用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に進み、四日市場町スバルのところの信号の先のT字路を左折し、成田線の踏切を渡った左側です。現地調査を行ったところ、現在は、一部耕作されていなく、一部はキャベツの定植がされていました。農地の区分としては、一部農振農用地区域内であり、一部農業振興地域内の農用地区域外で、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく農地の広がりから第1種農地と判断いたします。転用計画につきましては、進入路として鉄板3m×1.5m31枚を敷設します。工期としては許可日から令和7年3月31日までの予定となっています。事業に係る資金としては、会社の貸借対照表が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。本申請地については、農振農用地ではありますが、仮設工作物等一時的な利用

に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められるため、例外的に許可するを相当と思っておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位 6 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 4 号の 6

〇〇委員

それでは、順位 6 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、長塚町 4 丁目 9 6 0 番 2、登記簿地目田、現況田、地積 3 3 0 m²です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい、本城郵便局の 3 0 0 m 先を左折し、J R の踏切をわたり T 字路を左折し 1 0 0 m 先を右折し 1 2 0 m 進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、ロータリー耕がされておりました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されておりませんが、農地の広がりから第 1 種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅 1 棟 9 6 . 4 7 m²で、工期としては令和 6 年 1 月 2 0 日から令和 6 年 8 月 3 0 日までの予定となっております。事業に係る資金としては、銀行の融資に関する書類が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は合併浄化槽を使用して既設側溝に放流します。雨水は、既設側溝へ放流します。隣接農地の耕作者は、譲渡人ですので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。本申請地については、第 1 種農地ではありますが、日常生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、例外的に許可するを相当と思っておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいた

- します。以上で説明を終わります。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。
- ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
- (なし)
- 議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。
- 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
- (挙手全員)
- 議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。
- 順位7番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
- 議案第4号の7
- 〇〇委員 それでは、順位7番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、船木町756番1、登記簿地目畑、現況畑、地積223㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、芦崎町エネオススタンドを左折し1kmほど直進し、三差路を右に進み、300m先の消防庫の道を挟んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されておりませんが、農地の広がりから第1種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅1棟64.59㎡で、工期としては令和6年1月20日から令和6年6月30日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資に関する書類が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は小型合併浄化槽にて処理後、北東側市道側溝に放流します。雨水は、北東側市道側溝へ放流します。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。本申請地については、第1種農地ではありますが、日常生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、例外的に許可するを相当と思っておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位 8 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 4 号の 8

〇〇委員

それでは、順位 8 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都〇〇区〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、森戸町 5 6 0 番 1、登記簿地目畑、現況畑、地積 7 9 6 ㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい、忍町コンビニの 2 0 0 m 先を左折し、1 5 0 m 進み J R の線路の手前左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 1 6 6 枚を設置する予定で、工期としては令和 6 年 2 月 1 5 日から令和 6 年 5 月 1 5 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。
順位 9 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 4 号の 9

〇〇委員 それでは、順位 9 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市〇〇株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇区〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、猿田町 6 1 5 番 2、登記簿地目田、現況田、地積 1 8 5 m²外 7 筆合計地積 3, 3 9 0.9 1 m²です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、J R 猿田駅手前の野尻街道踏切を渡り右折した右と左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく J R 猿田駅から 3 0 0 m 以内のため第 3 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 2 6 0 0 枚パワコン 1 3 台を設置する予定で、工期としては令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 2 8 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。排水については、雨水のみであり、他の土地へ流すことなく地下浸透とします。想定外の大雨などの場合は、排水路へ流れるよう対策します。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。
順位 1 0 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第4号の10

〇〇委員　それでは、順位10番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇持分1/2です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、長塚町5丁目1641番1、登記簿地目畑、現況畑、地積398㎡です。申請の用途は、専用住宅用地及び進入路用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、銚子西中の信号を左折し、JRの踏切をわたりY字路を右30m先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅1棟70.65㎡と進入路47.02㎡で、工期としては令和6年1月20日から令和6年6月19日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されています。雑排水については、汚水雑排水は合併浄化槽を使用して公共既設道路側溝に放流します。雨水は、道路側溝へ放流します。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位11番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第4号の11

〇〇委員　それでは、順位11番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲

受人は、〇〇府〇〇市株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇、職業は太陽光発電事業者です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小畑新町8436番、登記簿地目畑、現況畑、地積165㎡外5筆合計地積1,174㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、銚子電鉄海鹿島駅から小畑方面に150m進み、右折し150m進み右折した30m先の左側です。現在は、耕作はされていませんでした。農地の区分としては、農振農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第1種中高層住居専用地域に指定されており第3種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光パネル176枚、パワーコンディショナー9台で、工期としては令和6年2月1日から令和6年3月31日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位12番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第4号の12

〇〇委員

それでは、順位12番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、小船木町1丁目484番、登記簿地目畑、現況畑、地積79㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方

面に向かい、かもめ大橋の信号を左折し、県道銚子海上線ローソンのところを左折し70mほど進み、斜め右方面に入り70m進み右折し60m進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅1棟70.65㎡と進入路47.02㎡で、工期としては令和6年1月20日から令和6年6月19日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資に関する書類が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は合併浄化槽を使用して公共既設道路側溝に放流します。雨水は、道路側溝へ放流します。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のおりで、許可するを相当と思っておりますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位13番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第4号の13

〇〇委員

それでは、順位13番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、高田町2丁目732番2、登記簿地目田、現況田、地積647㎡外1筆合計地積1,734㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、高田町JAちばみどり船木出張所の信号を右折し150m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていま

せんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル192枚・パワコン1台を設置する予定で、工期としては令和6年1月20日から令和6年2月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(なし)

議長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。
順位14番と順位15番は関連がありますので、一括審議いたします。
担当委員に説明をお願いします。

〇〇委員 議案第4号の14・15

それでは、順位14番と順位15番は関連がありますので、一括してご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇持ち分1/2外2名です。申請の地番、地積は、高田町2丁目758番1、登記簿地目田、現況田、地積228㎡外3筆合計地積973㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、高田町JAちばみどり船木出張所の信号を右折し356号バイパスの手前を左折し100m進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用

汚水雑排水は合併浄化槽を使用してこの土地をとおり、既存側溝に放流します。雨水は、宅内にて浸透処理します。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位17番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第4号の17

〇〇委員

それでは、順位17番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、春日町3134番6、登記簿地目田、現況田、地積248㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道126号線を旭方面に進み、春日町勸行院のところの信号を右折し400m進んだ右側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第1種住居地域に指定されており第3種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅1棟80.02㎡で、工期としては令和6年1月20日から令和6年7月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は銚子市公共下水道に放流します。雨水は、宅内にて浸透処理します。隣接農地は譲渡人の所有ですので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位18番と19番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第4号の18・19

〇〇委員

それでは、順位18番と順位19番は関連がありますので、一括してご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外1名です。申請の地番、地積は、小船木町1丁目327番1、登記簿地目田、現況田、地積699㎡外1筆合計地積1,099㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、利根かもめ大橋の信号を左折し30m先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル192枚・パワコン1台を設置する予定で、工期としては令和6年1月20日から令和6年2月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思っておりますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位20番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第3号の20

〇〇委員

それでは、順位20番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都〇区〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、森戸町401番、登記簿地目田、現況田、地積1,061㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、森戸町入口の信号から150m先を左折し、20m進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル184枚・パワコン1台を設置する予定で、工期としては令和6年2月15日から令和6年5月15日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思っておりますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
順位 2 1 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 2 1

〇〇委員 それでは、順位 2 1 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による一時転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、東京都〇区〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、森戸町 4 0 0 番 1、登記簿地目田、現況田、地積 2 4 5 m²のうち 1 8 m²です。申請の用途は、太陽光発電施設建設のための進入路用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい、森戸町入口の信号から 1 5 0 m 先を左折し、2 0 m 進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、鉄板 5 枚 1 8 m²を敷く予定で、工期としては令和 6 年 2 月 1 5 日から令和 6 年 5 月 1 5 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
ここで、会議が長時間になっておりますので、暫時休憩いたします。

(暫時休憩 1 7 : 2 7 から 1 7 : 3 7)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第5号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長 事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてでありますので、順位1番から6番について一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第5号

事務局 それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位1番から6番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。

設定者は、〇〇町〇〇〇〇外6名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外5名。

申請の地番・地積は、榊町3544番1登記簿地目畑、現況畑、地積165㎡外田2筆 畑11筆、合計地積12,802㎡です。

その内容ですが、順位1番は、新規に3年の賃借権を設定しようとするもので、畑3筆、合計地積が1,643㎡です。順位2番から3番は、新規に5年の賃借権を設定しようとするもので、畑3筆、合計地積が4,491㎡です。順位4番から5番は、新規に10年の賃借権を設定しようとするもので、畑6筆、合計地積が4,626㎡です。最後に順位6番は、新規に10年の使用貸借権を設定しようとするもので、田2筆、合計地積が2,042㎡です。

以上順位1番から6番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に規定されている利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。議案書の10ページから12ページに届出事項がございますので、ご覧

ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これもちまして、令和5年度第10回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

————— 午後5時50分閉会 —————

銚子市農業委員会会議規則第13条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員